

登録の失効

登録を受けた漁船が次の(1)～(6)の状況に至った場合には、漁船の登録は効力を失います。

- (1)登録を受けた漁船が漁船でなくなったとき。
- (2)登録を受けた漁船が滅失、沈没、解てつされたとき。
- (3)登録を受けた漁船の存否が三ヶ月間知れないとき。
- (4)登録を受けた漁船が譲渡されたとき。
- (5)登録を受けた漁船の主たる根拠地が県外に変更されたとき。
- (6)登録を受けた漁船の所有者が死亡し、又は解散したとき。

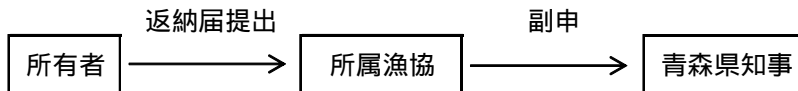
漁船の所有者は、漁船の登録が効力を失った場合には、以下により青森県知事へ「漁船登録票」を返還すると同時に、漁船に表示された「漁船登録番号」を消去しなければなりません。

- (1)届出書 NO.24
- (2)手数料 不要
- (3)添付書類 (列見出しの数字は上述の失効状況に対応)

添付書類	失効事項 20 トン 以上	20トン未満						摘要
		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	
船舶原簿謄本								
売渡証及び印鑑証明書								
使用者の 漁船使用解約同意書 及び 印鑑証明書								所有者と使用者が相違する場合
廃船、解てつ確認書								
漁船処分等(計画)内容説明								
戸籍謄本又は登記簿謄本								
海難事故証明書								海難事故による場合
漁船登録票								(注3)
所属漁協の副申書								

- 注1 印は必ず添付するもの。
 2 印は摘要欄を参照のうえ必要に応じて添付するもの。
 3 漁船登録票を紛失などにより返還できない場合には、「漁船登録票紛失届」を添付すること。

- (4)提出部数 各1部
- (5)届出経路



- 1 漁船を購入した者が、引き続き漁船として使用する場合には、新規登録の手続きも併せて必要となります。
- 2 所有者が死亡した場合の返納届の提出は相続者又は親族が行うこと。当該漁船を相続した者が引き続き漁船として使用する場合には、新規登録の手続きも併せて必要となります。